

(様式第2号)

平成27年度第10回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成28年1月27日(水) 15:00 ~ 17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 岩本 洋子 委 員 大久保 規子 委 員 大月 一弘 委 員 武田 雄三 欠席委員 伊藤 明子 事 務 局 田中課長, 吉田係長, 矢代主事, 山西主事, 中島主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <一部公開とした場合の理由> 議題アからカ及びクの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

イ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年5月7日付け)について

ウ 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議

- 申立て（平成26年9月15日付け）について
- エ 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
- オ 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
- カ 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について
- キ 行政不服審査法の全部改正に伴う芦屋市の情報公開・個人情報保護に関する不服申立て制度における対応について
- ク 平成27年11月9日付け芦固審発第58号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成28年1月7日付け）について
- ケ その他

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

- (1) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
- ア 事務局より説明を行った。
- イ 不開示決定の妥当性について審議し、答申（案）について検討した。
- ウ 芦屋市長が不開示決定としたことは妥当であるとの結論を得た。
- エ 本日の審査会をもって審議を終了し、全委員による答申案の最終確認後答申することとする。
- (2) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- ア 次回審議とした。

- (3) 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
ア 次回審議とした。
- (4) 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
ア 次回審議とした。
- (5) 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
ア 次回審議とした。
- (6) 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について
ア 次回審議とした。
- (7) 行政不服審査法の全部改正に伴う芦屋市の情報公開・個人情報保護に関する不服申立て制度における対応について

芝池会長 まず議題7について、事務局は答申案の朗読をお願いいたします。

田中課長 (答申案 朗読)

芝池会長 改正法第9条第1項ただし書きの規定により、条例に基づく処分については条例で特別の定めをすると審理員制度を適用除外とすることができます。情報公開・個人情報保護に係る決定に対して審査請求が出された場合は、審理員による審理手続を適用せず今までどおり本審査会に諮問することとし、その旨を情報公開条例及び個人情報保護条例に規定を設けるといことです。

それでは各委員の御意見をお伺いします。

(各委員による文言訂正あり。)

田中課長 改正法第31条第2項においては、口頭意見陳述をすべての審理関係人を召集してさせるものと規定されており、審査申立人と処分庁等を同時に招集し対面式で行うこととなります。また同条第5項では、審査申立人が処分庁等に質問することができる

旨が規定されています。

大久保委員 口頭意見陳述は国ではあまり行われていないと思いますが、審査申立人が処分庁等に対して質問権を有するという事は非常に有意ですね。

芝池会長 審査申立人の質問権については、審査会条例で規定するのでしょうか。

田中課長 現時点では運用で実施することを想定しておりますので、条例改正までは考えておりません。

芝池会長 口頭意見陳述の方法については、審査会条例で規定する必要があるのではないのでしょうか。

大久保委員 そうですね、やはり行政不服審査法による審理員の招集による口頭意見陳述と同等の権利の保障を考えるのであれば条例改正をすることが必要でしょう。質問権など権利にかかわることですので。

田中課長 調べましたところ、処分庁への質問権については条例で規定せずに運用で行うことができるという見解も一部では示されております。

芝池会長 この審査会では、運用で審査申立人に処分庁等への質問権を保障することが可能だとは思いますが、いずれは条例に規定することを考えていただきたいと思います。他市の動向にも注意しておいてください。

田中課長 わかりました。もう一点、弁明書についてですが、今回の法改正により弁明書の提出が義務付けられましたので、本審査会でも義務付けるということでもよろしいでしょうか。今でも異議申立てがなされた場合、実施機関は、諮問書と意見書を審査会に提出していますので、実際の手続は変わりません。

芝池会長 改正前はできる規定だったものが義務になるのですか？

- 田中課長 はい、そうです。
- 大久保委員 今回の法改正は、手続的権利を向上させるものであるから、審理員制度を適用除外とすることで権利保障の水準が下がるのであれば審理員制度を適用すべきということになるので、審理員制度を適用した場合と同等の水準にすべきだと思います。
- 芝池会長 質問権と同じでやはり弁明書の提出が義務付けられると明文化しないといけないと思います。全て運用任せではいけないでしょう。
- 田中課長 わかりました。
- 芝池会長 それでは、議題7につきましては、本日の審査会をもって審議を終了し答申案の最終確認後速やかに答申することとします。

- (8) 平成27年11月9日付け芦固審発第58号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成28年1月7日付け）について
ア 次回審議とした。

閉会